



令和5年度事業報告(一部抜粋)

タクシーを取り巻く情勢は、観光地等におけるタクシー不足問題に端を發した菅前総理のライドシェア導入発言から急激に動き出しました。3月29日に国土交通省は、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによつて有償で運送サービスを提供することを可能とする制度(自家用車活用事業)の通達を發出しました。また、タクシー事業者以外の者が行う米国型ライドシェア事業に係る法制度について、

論点整理を岸田首相が指示しており、今後、タクシー事業において安全・安心が担保できるのか不明なところですが、

そもタクシー不足と言われるものは深刻な状況なのか、ライドシェアの運転者のなり手となる人がタクシーの不足とされる時間帯に在るか、オーバーツーリズムによる交通渋滞を加速することにならないか疑問が生じます。

特別区・武三地区における令和4年11月の運賃改定に続き、多摩地区でも令和5年1月から運賃改定要請が行われた結果、令和5年11月20日に改定率10・21%で運賃改定が実施されました。実働日車当たりの営業収入については、実働率が低いな依然好調を維持しておりますが、ライドシェアが動き出した場合やライドシェアが動き出したときにどのようになるか不安な点もあります。協会加入の個人タクシー事業者数は

令和4年6月末に1万人を割り込み、令和6年4月末現在では、特別区・武三地区8553名、多摩地区352名、合計8905名と2年弱で1075名もの大幅な減少が続いており、このまま減少し続けると組織を維持することが困難な状況となることは明らかであります。

減少を続けるなか、自民党の「個人タクシーを応援する議員連盟」の働きかけで実現した特例新規許可ですが、令和6年度の参入枠は特別区・武三交通圏433個、北多摩交通圏5個、南多摩交通圏4個となりました。示された参入枠を有効に活用し、なおかつ、譲渡譲受の申請件数も増加させなければ、せっかくの特例新規許可も意味がないものになつてしまいます。個人タクシーの地理

試験廃止も目途が立ち5月に廃止が確定となり、資格要件等のハードルが下がったことで参入しやすくなり、希望者増に繋がればと考えています。

さらに国土交通省は、昨年12月末に個人タクシーの申請・処理方針等の一部改正等を行い「Uターン・Iターン制度」の創設が明記され、人口30万人以上の都市が含まれない営業区域でも個人タクシーが認められることになりました。また、譲渡譲受申請では、定年制がない譲渡人は譲受人が60歳以下であれば80歳未満での譲渡が可能になりましたので、こちらを活用した申請も選択肢の一つとしてお考えいただければと思つてい

正味財産増減計算書 令和5年5月1日から令和6年4月30日まで (単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 当年度, 前年度, 増減. Rows include 一般正味財産増減の部, 1. 経常増減の部, (1) 経常収益, 受取登録料, 受取会費, 会員受取会費, 代務者共済拠出金, 上部団体受取会費, 事業収益, 研修事業収益, 代行事業収益, 雑収益, 受取利息, 雑収益, 経常収益計, (2) 経常費用, 役員報酬, 給料手当, 役員退職給付費用, 退職給付費用, 法定福利費, 福利厚生費, 会議費, 旅費交通費, 通信運搬費, 減価償却費, 報奨費, 消耗品費, 会場費, 委託費, 印刷製本費, 賃借料, 清掃費, 光熱水料費, リース料, ソフト費, 表彰費, 共済給付金, 花環代, 対外活動費, 広告宣伝費, 新聞図書費, 諸負担金, 顧問料, 慶弔費, 交通援助賛助金, 租税公課, 上部団体会費, 雑費, 経常費用計, 当期経常増減額, 2. 経常外増減の部, (1) 経常外収益, 経常外収益計, (2) 経常外費用, 経常外費用計, 当期経常外増減額, 税引前当期一般正味財産増減額, 法人税等, 当期一般正味財産増減額, 一般正味財産期首残高, 一般正味財産期末残高, II 指定正味財産増減の部, 当期指定正味財産増減額, 指定正味財産期首残高, 指定正味財産期末残高, III 正味財産期末残高.

令和6年度

# 一般社団法人 東京都個人タクシー協会 役員名簿

第11回定時総会並びに第92回理事会において、新役員が決定いたしました。  
今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

※印は新任役員



〔副会長〕  
**水野 智文**  
(東個協・城南)



〔副会長〕  
**富本 哲哉**  
(都営協・江戸川)



〔会長〕  
**櫻井 敬寛**  
(東個協・渋谷)



〔副会長〕  
**郷間 宗**  
(都営協・都民同盟)



〔副会長〕  
**橋本 淳一**  
(東個協・新宿)



〔副会長〕  
**三嶋 英治**  
(都営協・城北)



[理事]  
**弘兼 秀一**  
(都営協・板橋)



[理事]※  
**石田 尚稔**  
(東個協・板橋第一)



[理事]  
**和田 賢司**  
(都営協・石神井)



[理事]  
**富田 誠一**  
(東個協・世田谷第二)



[理事]※

**斎藤 正志**

(都営協・東京相互)



[理事]

**入江 武重**

(東個協・野方)



[理事]※

**上原 正明**

(都営協・東京旅客)



[理事]

**大野 芳嗣**

(東個協・大田第一)



[理事]

**馬場 勉**

(都営協・事業団)



[理事]※

**植村 公勇**

(東個協・世田谷第一)



[理事]※

**鈴木 健次**

(都営協・東東京)



[理事]※

**伊藤 朝浩**

(東個協・品川第二)



[理事]

**福眞 強**

(多摩個連・東日本)



[理事]※

**福原 健吾**

(東個協・北多摩)



[理事]※

**若山 清**

(東個協・豊島)



[理事]

**綾部 栄一**

(東個協・墨田)



[監事]

**小池 毅**

(員外)



[監事]※

**池田 豊**

(東個協・練馬)



[専務理事]

**大森 勝**

(員外)

港区より  
改善要請

路上喫煙及びポイ捨て禁止について

港区では「みなとタバコルール」により、区内全域の道路、公園等の屋外の公共場所では、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止、喫煙の禁止（指定喫煙場所を除く）等が定められています。特に下記31カ所において、タクシードライバーの路上喫煙、たばこのポイ捨てが多いとの苦情が出ています。喫煙マナーはしっかり守りましょう。

- ★正則高等学校裏
- ★芝公園野球場付近
- ★大門駅A6出口 指定喫煙場所付近
- ★塩釜公園付近
- ★氷川神社境内遊び場付近
- ★高橋是清翁記念公園付近
- ★都立青山公園付近
- ★東京都青山霊園付近
- ★白金高輪駅3番出口前指定喫煙場所付近
- ★田町駅東口タクシー乗り場
- ★品川駅港南口タクシー乗り場

※★は、特に苦情の多い箇所になります。



【苦情場所】

- 都立芝公園内 指定喫煙場所付近
- スタジアム通り・秩父宮ラグビー場付近
- 愛育病院と新芝運河沿い緑地の間の道路
- 港南3丁目遊び場と軽自動車協会の間の路上
- 白金台4・5丁目プラチナ通り
- 白金台5・10首都高架下
- 三田いきいきプラザ付近
- 将監橋の上
- 網代公園付近
- 六本木トンネル付近
- 六本木西公園前
- 古川橋児童遊園前
- 明治学院付近
- 亀塚公園前
- 夕風橋遊び場付近
- 品川インターシティ付近
- 東大医科研裏門付近
- 芝浦1-11街区周辺
- 一の橋公衆トイレ付近
- 白金公園
- 六本木トンネル付近

1. 公共の場所において、たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
2. 公共の場所（指定喫煙場所を除く）において、喫煙をしてはならない。
3. 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように、配慮しなければならない。

期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限（内訳）				
	5年	3年	2年	1年	定年（最終更新）
1,258	207 (16.5%)	349 (27.7%)	69 (5.5%)	603 (47.9%)	30 (2.4%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。  
※その他、要補正等による保留者28名あり。

許可期限1年連続者（特別研修対象者）

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
161	34	10	5	0	210

当協会会長が警告を送付し、安全運転へ注意喚起を行いました。より一層の安全運転を心掛けてください。

令和6年6月1日付け期限更新許可期限1年連続者について

**安全第一、法令遵守の営業を**

令和6年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は1,258名で、更新後の許可期限の内訳は5年207名、3年349名、2年69名、1年603名、定年を迎える最終更新30名、補正事項ありによる処分保留28名でした。

また、210名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないこととなりますが、4回連続の5名、3回連続の10名に対しては

計報

■不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

発生月	警告事案	処分事案	処分事案（加重）	合計
令和6年4月	4	1	0	5
令和6年5月	8	3	2	13

■処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

令和6年5月報告分

会員	団体名	氏名	年齢	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	足立第二	K・Y	54	R6.1.29	新橋駅東口バス停	進入禁止無視	加重	表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止 講習1日
東個協	世田谷第二	F・K	72	R6.1.25	港区六本木6-4	事業者乗務証不表示		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止 講習1日
東個協	武三	K・Y	70	R6.2.21	帝国ホテル周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止 講習1日

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和6年5月中に処分内容の報告があったもの  
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

氏名	所属団体	享年	病名
村田 敏幸	(東個協 足立第二)	60	心不全
吉田 努	(東個協 足立第二)	67	脳出血
山田 政雄	(東個協 新宿)	75	心不全
阿部 好一	(東個協 城南)	70	静脈瘤破裂
戸塚 俊之	(都営協 城北)	61	不明
佐藤 昭義	(都営協 東部)	72	胃潰瘍
安里 達雄	(東個協 世田谷第二)	62	腎盂癌
分都 良雄	(都営協 東京相互)	66	胃癌
殿谷 正夫	(都営協 東京旅客)	72	リンパ癌
岩崎 州男	(都営協 都民同盟)	81	肺炎

ご冥福をお祈り申し上げます

個人タクシー許可書・認可書交付式

新規許可枠含め84名の新規事業者が誕生

6月18日午後3時45分より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー許可書・認可書交付式」が行われ、東京では新たに84名の事業者（うち新規許可者7名）が誕生しました。

式の冒頭、関東運輸局東京運輸支局皆川 誠司次長から、以下の言葉がありました。「これから個人タクシー事業者として日々営業されていく皆様方にお伝えしたいことをお話しさせていただきます。まず初めに、総合的に高いものと聞き及んでいきます。10年後、20年後の評価も維持継続されるよう、皆様には今一度初心に戻り、おもてなしの心を忘れずに日々営業されることを期待します。」

「これから個人タクシー事業者として日々営業されていく皆様方にお伝えしたいことをお話しさせていただきます。まず初めに、総合的に高いものと聞き及んでいきます。10年後、20年後の評価も維持継続されるよう、皆様には今一度初心に戻り、おもてなしの心を忘れずに日々営業されることを期待します。」



次に輸送の安全安心の確保です。ご承知の通り、輸送の安全安心は、公共交通機関



東個協・武三支部 高橋 佑司さん (35歳)

就職難の時期で求人がほとんど無期中、父親がタクシー乗務員をしていたこともあり、タクシーを仕事にしようと決めました。法人タクシー会社に入って2年目の時、優しくしてもらっていた方が個人タクシー事業者となったことをきっかけに、自分も個人タクシー事業者になろうと思いました。そして譲渡を待つより開業が早くなるだろうと新規を目指し、両親や家族、支部の方々の支えもあり、無事個人タクシー事業者になることが出来ました。これからも、近所のお年寄りに頼ってもらえるような優しい事業者でありたいと思います。

許可・認可者の喜びの声

「個人タクシー事業者の中には、乗車拒否、旅客とのトラブル、無車検運行、救護義務違反等、悪質な違反を行っている者は依然として存在しています。一人ひとりが、優秀な事業者としての自覚を持って業務を遂行されることを期待します」

令和7年6月1日更新者の事業者研修会日程表

【於 なかのZERO】

【開始:午後1時】

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

Table with columns for date, group name, and participant count. It lists various taxi branches and their scheduled training sessions for June 1st, 2025.

※必ず公共交通機関をご利用してお越しください。

1,308名